

お手数ですが、職場で回覧してください

千葉県職労情報 第339号

2006年10月16日 千葉県職員労働組合
TEL 043-223-4608 FAX 043-224-5475
Eメール: honbu@chibakensyoku.jp
ホームページ URL <http://www.chibakensyoku.jp/>

一人で悩ん

でいないで、
県職労に相談
してください

国に追従し、比較企業規模見直しを強行、 「給料改定なし」に抗議する

2006年千葉県人事委員会勧告に対する地公労声明

2006年10月13日
千葉県地方公務員労働組合共闘会議
千葉県教職員組合
千葉県高等学校教職員組合
千葉県職員労働組合

1. 千葉県人事委員会は本日、知事と県議会議長に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

その内容は、①公民較差を0.02%（70円）とし、基本給と一時金を据え置く、②3人目以降の子等の扶養手当を1,000円引き上げる、③地域手当について平成19年度の支給割合を改定する、④管理職手当を定額化する、などです。

勧告は、私たちの強い反対にもかかわらず、官民の比較企業規模を「100人以上」から「50人以上」に引き下げました。従来の比較方法であれば、基本給0.87%（3,719円）・一時金0.05月で年間8万円の改善となるべきものです。「民間との均衡」を言いながら、その調査対象、方法をいつでも自由に変更できるとすれば、賃下げは「思いのまま」です。「はじめに引き下げありき」で、長年定着してきた比較対象企業規模を、私たちの反対の声を無視して変更した千葉県人事委員会に、あらためて嚴重な抗議を行うものです。

2. 私たちは、人事委員会の給与勧告を無視して行っている「県当局による独自削減」について、その撤回を強く求めてきました。しかし、人事委員会は、独自削減による公民格差が「2.18%（平均9,086円）」あるとしながらも、報告で「早期に解消すべき」と述べるに留まりました。そのことは、民間賃金との「均衡」を給与改定

の根拠としてきた基本的な考えを、人事委員会自らが否定することを意味します。また、県人事委員会の存在を無視する県当局の態度に、毅然と対応できないということは、労働基本権制約の「代償」である自らの役割と責任を放棄するに等しいものです。私たちは、結果として二重の賃下げを押しつける勧告を、到底認めることはできません。

3. 地域手当について、07年度の支給割合を改定しました。しかし、昨年新たに「格差地域」とされた市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市の4市については現行のまま、格差地域を拡大、3%の県内格差もそのままです。私たちはこうした格差について、「同一労働、同一賃金の原則から不当であり、人事異動上も問題」と指摘し、県当局もこのことを事実上認めてきました。こうした声にまったく耳を貸そうとしない人事委員会の態度はきわめて不当です。私たちは、あらためて「ただちに全県一律支給を」強く求めるものです。

4. 「官民比較方法見直し」の背景には、政府の不当な介入があります。総務省が設置した「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」報告は、職場に格差と分断を持ち込む国の「給与構造」を押しつけ、一方で給与水準については、「国準拠」を排除、「民間賃金との均衡」を口実に大幅な引き下げを強調しています。

また、小泉内閣最後の「骨太の方針 2006」は、社会保障費の削減とともに、公務員人件費の2.6兆円の削減、そして地方公務員に対しては、地域の民間給与のさらなる反映、ボーナス支給月数の地域格差の反映、特殊勤務手当の削減などを具体的にあげています。

情勢は、ひきつづき容易ならざるものがあります。しかし、地公労の団結は、50年ぶりといわれた給与制度の抜本見直しに対しても、一定の成果を勝ち取っています。

地公労は、これから始まる06年秋季年末闘争・対県当局交渉において、「官民比較方法の見直しによる賃金改悪反対」、「賃金・諸手当の改善」、「県独自賃金削減の撤回」、「査定賃金導入反対」、「地域手当全県一律支給」など掲げ、諸要求実現に全力をあげるものです。



9月15日の地公労人事委員会要請